

手放したい宅地・山林などをお持ちの皆様へ 小諸市が、その土地の 活用方法を考えます。



小諸市では、移住や住宅団地の造成等に係る問い合わせや企業のオフィス移転の需要に迅速に対応するため、「売りたい」「貸したい」土地の情報を登録する「土地情報登録制度」を実施しています。小諸市に不動産（土地）をお持ちの方で手放したい土地がある方は、ご登録ください。
※建物を手放したい方は、空き家バンク制度をご利用ください。

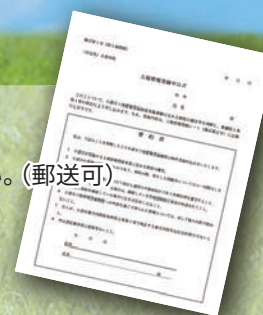
【活用事例】

- 200 ㎡の土地 ▷ 戸建て住宅の斡旋
- 1,000 ㎡の土地 ▷ オフィス建設の斡旋
- 3,000 ㎡の土地 ▷ 宅地分譲化の斡旋
- 5,000 ㎡～の土地 ▷ 工場建設の斡旋

※活用事例はあくまで一例です。
※土地の形状や、地目により活用できない場合があります。

【登録方法】

「土地情報登録申込書」と「土地情報登録シート」を作成し、商工観光課までご提出ください。（郵送可）
土地所有者の代理で申し込む場合は、委任状もご提出ください。
※申込書等は、所定の書式があります。市ホームページからダウンロードしてください。
※インターネット環境がない方は、担当までご連絡ください。



【登録できる土地】

- ・一つの土地の大きさがおよそ 200 ㎡以上であること。（複数の土地が一体となって 200 ㎡以上ある場合も対象）
- ・未相続の土地ではないこと

☎ 商工観光課 企業立地定住促進係

（注）土地利用条件付き一般競争入札



[小諸市所有地]

住宅用地を売却します。

[入札参加申込期間] 4月30日(金) から 5月27日(木) まで

[入札日] 6月3日(木) 午後1時30分から

[受付場所] 小諸市 財政課 / [提出書類] 入札参加申込書・納税証明書 ※印鑑持参

市では、定住人口の増加を目的に、市有地を住宅用地として売却します。売却方法は、「土地利用条件付き一般競争入札」で、入札参加申込期間中に参加申込みを行い、入札日に最低売却価格以上で最も高い価格を提示された方と土地売買契約を締結することとなります。区画図面及び入札に関する詳細は、市ホームページまたは下記までお問い合わせください。

区画 No.	所在地	地番	地目	面積 (㎡)	最低売却額
1	小諸市大字平原 字曲沢	1057 番 13	雑種地	546.37	7,134,000 円
2		1057 番 23	雑種地	791.27	4,211,000 円

※区画 No.2 は土地の造成工事が必要になることを見込み、最低売却価格が低くなっています。



☎ 商工観光課 企業立地定住促進係